

IP 通信網サービス契約約款 別冊 (シェアード IP - PBX サービス) 【現改比較表】 2023 年 1 月 1 日現在

～2023年1月31日

2023 年 2 月 1 日～

(令和4年11月1日現在)

目次  
 第1章～第10章 (略)  
 別記  
     1～6 (略)  
     7 [故障・回復通知サービスの提供](#)  
     8～9 (略)  
 料金表  
 通則～第2表 (略)  
 第3表  
     第1～第7(略)  
     第8 [故障・回復通知サービスの提供に係る料金](#)  
     第9(略)  
 料金表別表1～料金表別表2(略)

第1章～9章 (略)

第10章 附帯サービス

(附帯サービス)

第88条 第6種シェアードIP-PBXサービスに関する附帯サービスの取扱いについては、別記5、6、[7](#)及び8に定めるところによります。

(令和5年2月1日現在)

目次  
 第1章～第10章 (略)  
 別記  
     1～6 (略)  
     7 [削除](#)  
     8～9 (略)  
 料金表  
 通則～第2表 (略)  
 第3表  
     第1～第7(略)  
     第8 [削除](#)  
     第9(略)  
 料金表別表1～料金表別表2(略)

第1章～9章 (略)

第10章 附帯サービス

(附帯サービス)

第88条 第6種シェアードIP-PBXサービスに関する附帯サービスの取扱いについては、別記5、6及び8に定めるところによります。

別記

1～6 (略)

7 故障・回復通知サービスの提供

(1) 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者（カテゴリー1に係るものに限ります。以下この項において同じとします。）から請求があったときは、故障・回復通知サービス（第6種シェアードIP-PBXゲートウェイ装置から、当社の指定する故障・回復検知用装置に通信信号を送信し、通信ができていない状態にあると当社が判断した場合に、当社が指定した方法で第6種シェアードIP-PBX契約者へ通知するサービスをいいます。以下同じとします。）を提供します。この場合、第6種シェアードIP-PBX契約者は、料金表第3表（附帯サービスに関する料金）に規定する料金の支払いを要します。

(2) 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者から請求があったときは、故障・回復検知用装置の設置若しくは移転、故障・回復検知用装置に係る変更又はその他の変更に係る工事を行います。この場合、第6種シェアードIP-PBX契約者は、料金表第3表に規定する工事費の支払いを要します。

(3) 故障・回復検知用装置を設置するために必要な場所は、第6種シェアードIP-PBX契約者から提供していただきます。

(4) 故障・回復検知用装置に必要な電気は、第6種シェアードIP-PBX契約者から提供していただきます。

(5) 第6種シェアードIP-PBX契約者が故障・回復検知用装置を使用することができなくなったときは、当社に修理の請求をしていただきます。当社は故障・回復検知用装置の修理の請求を受け付けた場合、IP通信網サービス取扱所の営業時間にかかわらずその修理又は復旧を行うものとしします。

(6) 当社が設置した故障・回復検知用装置を善良な管理者の注意をもって第6種シェアードIP-PBX契約者に保管していただきます。

(7) 第6種シェアードIP-PBX契約者は、故障・回復検知用装置を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

別記

1～6 (略)

7 削除

8～9 (略)

料金表

通則 (略)

第1表～第2表 (略)

第3表 附帯サービスに関する料金

第1～7 (略)

第8 故障・回復通知サービスの提供に係る料金

1 適用

<u>区分</u>	<u>単位</u>
<u>故障・回復通知サービスの提供に係る料金の適用</u>	<p>1 <u>当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者（カテゴリ-1に係るものに限ります。）について、故障・回復通知サービスの提供に係る料金を適用します。</u></p> <p>2 <u>当社は、故障・回復通知サービスの提供に係る料金を料金表通則の規定に準じて取り扱います。</u></p>

2 料金額

<u>区分</u>	<u>単位</u>	<u>料金額</u>
<u>故障・回復通知サービス利用料</u>	<u>1の契約ごとに月額</u>	<u>3,300円(3,630円)</u>

3 故障・回復通知サービスの提供等に関する工事費

<u>区分</u>	<u>単位</u>	<u>工事費の額</u>
<u>故障回復通知サービスの提供に関する工事費</u>	<u>1の工事ごとに</u>	<u>別に算定する実費</u>

第9 (略)

料金表別表1～料金表別表2 (略)

8～9 (略)

料金表

通則 (略)

第1表～第2表 (略)

第3表 附帯サービスに関する料金

第1～7 (略)

第8 削除

第9 (略)

料金表別表1～料金表別表2 (略)

	<p>I P 通信網サービス契約約款 共通編</p> <p><u>附 則 (令和4年12月12日 CAS1サ第00993748号)</u></p> <p><u>(実施期日)</u></p> <p><u>1 この改正規定は、令和5年2月1日から実施します。</u></p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p><u>2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</u></p> <p><u>3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。</u></p>
--	--